

「簡易な施工計画」作成の注意点

総務省が進める「新たな自治体情報セキュリティ対策の抜本的強化」により、徳島県電子入札システムでは、平成29年7月1日より一太郎ファイルの取扱いができなくなりました。

このため、総合評価（簡易な施工計画）申請書（様式2）の標準様式をワードファイルに変更しています。

平成29年7月1日以降に簡易な施工計画を「一太郎」で作成して申請する場合は、**PDF形式に変換**して申請してください。

なお、簡易な施工計画をワードファイルで作成した場合も、なるべく**PDF形式にて提出**するようにしてください。

商号又は名称：_____

簡 易 な 施 工 計 画

次の工事について、この申請書の内容と同等又は同等以上の施工を行うことを誓約し、申請します。

工 事 名：R 1 警 営 徳 島 県 警 察 本 部 徳 ・ 万 代 エレベーター改修工事

評 価 項 目	「品質・施工の確認方法，管理方法」の適切性
具 体 的 な 施 工 計 画 本工事は警察本部庁舎のエレベーターの老朽化に伴う更新を目的とする工事であり、災害時は防災拠点施設となることから新設機器・機材等における耐震性の確保が重要となる。 また、施設利用の観点からエレベーターの停止台数及び停止期間を必要最小限とし、完成したエレベーターから順次、使用可能とする必要がある。よって、各エレベーターごとに新設機器・機材等の据え付けを確実に行うことが重要である。 さらに、効率よく確実な試運転調整を実施することも重要である。 については、これらのことを踏まえ、次の全ての事項について具体的な方策を記述すること。 ①新設機器・機材等の耐震性を確保する方策 ②エレベーター設備の新設機器・機材等の据え付けを確実に完了させるための管理方策 ③エレベーター設備の試運転調整の方策	

※A 4 版 1 枚（1 ページ）に記入し、記述する文字にアンダーラインを使用しないこと。

商号又は名称：_____

簡 易 な 施 工 計 画

次の工事について、この申請書の内容と同等又は同等以上の施工を行うことを誓約し、申請します。

工 事 名：R1 警営 徳島県警察本部徳・万代 エレベーター改修工事

評 価 項 目	「施工上配慮すべき事項」の適切性
具 体 的 な 施 工 計 画 本工事は警察本部庁舎のエレベーターの老朽化に伴う更新を目的とする工事であり、施設を利用しながら工事を実施することから、警察業務に及ぼす影響を最小限に抑えるための騒音・振動・粉じん等への配慮及びエレベーター利用者への配慮が重要となる。 また、本工事は各階エレベーターホールにおいて扉等の改修を行うとともに大型機器の搬入搬出を庁舎内通路を利用して実施することから、施設利用者の動線の交錯に関する安全管理への配慮が重要である。 さらに、エレベーターに電源改修による停電作業が発生することから庁舎内の警察重要設備に支障をきたさないよう停電作業の各工程作業を確実に行うことが重要となる。 については、これらのことを踏まえ、次の全ての事項について、具体的な方策を記述すること。 ①警察業務及び施設利用に配慮するための方策 ②施設利用者との交錯が予想される作業における安全管理の方策 ③停電作業に伴う警察重要設備に支障をきたさないようにするための方策	

※A4版1枚（1ページ）に記入し、記述する文字にアンダーラインを使用しないこと。

＜記述上の留意点＞

商号又は名称：_____

簡 易 な 施 工 計 画

次の工事について、この申請書の内容と同等又は同等以上の施工を行うことを誓約し、申請します。
工 事 名：R1 警 営 徳島県警察本部徳・万代 エレベーター改修工事

評 価 項 目	「品質・施工の確認方法、管理方法」の適切性
具 体 的 な 施 工 計 画 本工事は警察本部庁舎のエレベーターの老朽化に伴う更新を目的とする工事であり、災害時は防災拠点施設となることから新設機器・機材等における耐震性の確保が重要となる。 また、施設利用の観点からエレベーターの停止台数及び停止期間を必要最小限とし、完成したエレベーターから順次、使用可能とする必要がある。よって、各エレベーターごとに新設機器・機材等の据え付けを確実に行うことが重要である。 さらに、効率よく確実な試運転調整を実施することも重要である。 については、これらのことを踏まえ、次の全ての事項について具体的な方策を記述すること。 ①新設機器・機材等の耐震性を確保する方策 ②エレベーター設備の新設機器・機材等の据え付けを確実に完了させるための管理方策 ③エレベーター設備の試運転調整の方策 ※①の項目についての記述に対して、②の項目で評価することはないので、 テーマに沿った記述になっているのか、再確認を！ 特に具体的な施工計画（「工程管理」の適切性に係る（補足：工程表）を除く。）を記述する枠（以下「記述枠」という。）内の文字の大きさの規格は 10.5 ポイント以上とする。 なお、「記述枠」の規格値は縦 21.0cm、横 17.0cm 以内とし、55 行以内で規格値以内の「記述枠」内にアンダーラインを使用しないで記述することとし、アンダーラインを使用して記述した箇所については、評価の対象としないので注意すること。 また、執行機関での印刷結果において、以下の項目に一つでも該当する場合は、「記述枠」内の全ての記述を評価の対象外とする。 ① 文字の大きさが明らかに 10.5 ポイントを下回る場合 ② 「記述枠」が縦・横いずれか一方でも規格値から 5mm を超えて大きい場合 ③ 「記述枠」内に 56 行以上の記述がある場合 ④ A4 版でない場合 ⑤ 指定の枚数を超えて記述している場合 注1：手書きの場合も同様とする。 注2：文字のうち、写真・図・表等（以下「図表等」という。）の表題、図表等と一体とみなすことができる名称等、また、英数字・単位・記号・カタカナ等は上記①の対象外とする。 注3：「記述枠」内に県が記載している文章については、テーマ番号以外は削除しても良いが、記載が残っている場合は、行数に含める。 注4：空白行は、行数に含めない。 注5：写真・図は行数に含めないが、表中の行は行数に含める。 ＜記述枠：縦 21cm×横 17cm 以内に制限＞	

※A4版1枚（1ページ）に記入し、記述する文字にアンダーラインを使用しないこと。